

周囲の方、地域の方へ
「もしかして虐待？」と感じたら迷わず連絡を
「激しい泣き声がある」「不自然な傷やあざが多い」「服や髪の毛がいつも汚れている」など、少しでも気になる子どもがいたら、迷わずに児童相談所の全国共通ダイヤル「189」番へご連絡ください。連絡は匿名で行うこともでき、**連絡後に虐待の事実がなかったことが分かっても、責任を問われません。**

悩んでいる子どもたちへ
我慢しないで相談して

殴られたり蹴られたりする、食事をさせてもらえない、ささいなことでも繰り返し叱られるなど、あなたの心が傷つくようなことがあるときや、あなたの近くにこのような友だちがいて気になるときは、児童相談所の全国共通ダイヤル「189」番へ電話してください。

こんな時は連絡を!



子育てに悩んでいる方へ
子育ての悩みを一人で抱え込んでいませんか
子育てしていると自分の思うようにいかずイライラしたり、他の子どもと比べて不安になったりといった感情は特別なものではありません。1人で悩みを抱え込まず、宇美町子育て支援課や児童相談所の全国共通ダイヤル「189」番へご相談ください。

増え続ける児童虐待の相談件数
平成28年度中に全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、前年度(平成27年度)より1万9千289件多い12万2千575件。平成2年の調査開始以来26年連続で増え続け、過去最多を更新しました。中でも暴言や脅しなど子どもの心を傷つける「心理的虐待」が急増しており、平成28年度は全体の半数を超えています。
近所づきあいが少なく地域との関係が希薄な家庭や、実家から離れて暮らしていたりするた

めに親や親せきの助けを受けにくい家庭など、孤立した育児が増えていることも原因の一つです。その結果、悩みを一人で抱えてしまい、ストレスから虐待に及んでしまうことがあります。

町への児童虐待の相談件数

平成22年度に宇美町の児童福祉担当が児童虐待相談として対応した件数は1件でした。以降、毎年増え続け、平成29年度には29件。相談件数の増加は一概に悪いことではなく、子どもの生活について、周囲の大人の関心が高くなったこと、また、子どもに関わる関係機関の連携が進んだ結果であると捉えることができます。

町の児童虐待防止への取り組み

町では、児童虐待の防止や適切な養育を受けられていない子どもを支援するため、福岡児童相談所、粕屋警察署などの関係機関や団体で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、課題を抱える子育て世帯の情報を共有し、虐待につながる可能性の早期発見に努めています。また、子育て家庭を支援するた

☎お電話ください!

①虐待の連絡はこちらへ

▶児童相談所 全国共通3桁ダイヤル



- ▶福岡児童相談所 ☎ 586-0023
- ▶粕屋警察署 ☎ 939-0110
- ▶宇美町 子育て支援課 ☎ 933-1322

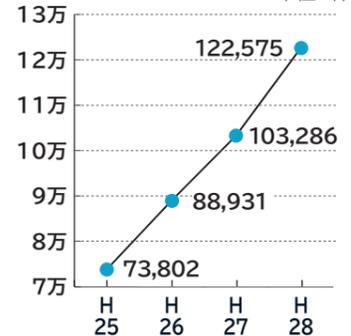
②子育ての相談はこちらへ

- ▶宇美町 子育て支援課 ☎ 933-1322
- ▶子ども支援オフィス(粕屋) ☎ 938-1205

里親制度をご存知ですか
私たちの周りには、さまざまな事情で家庭で生活できない

なった子どもたちがいます。里親は、その子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てます。里親になるのに特別な資格はありません。関心をお持ちの方は、福岡児童相談所までお問い合わせください。

■全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数 単位:件



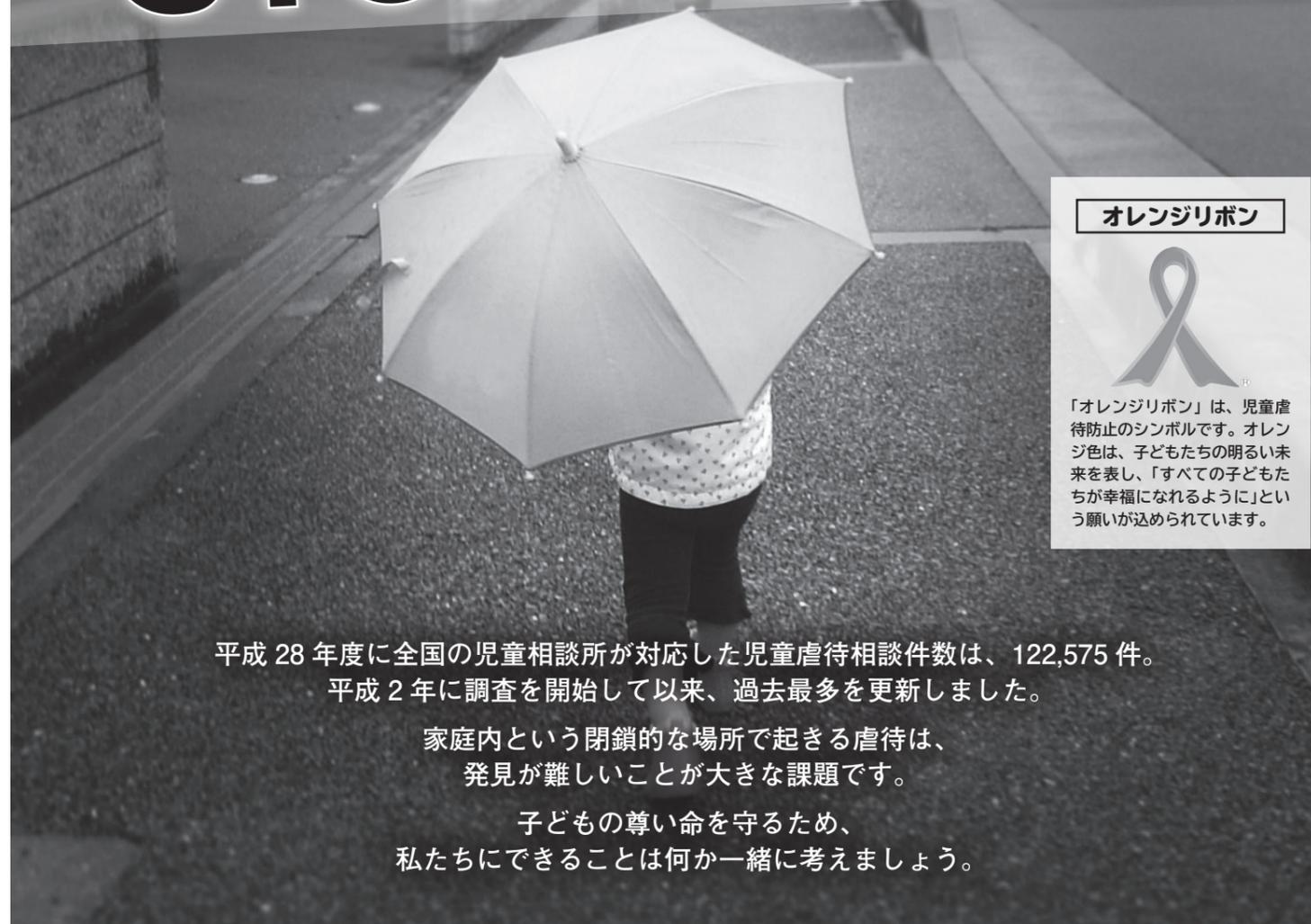
■相談内容別 対応件数 単位:件

	H25	H26	H27	H28
身体的虐待	24,245 (33%)	26,181 (29%)	28,621 (28%)	31,925 (26%)
心理的虐待	28,348 (38%)	38,775 (44%)	48,700 (47%)	63,186 (52%)
ネグレクト	19,627 (27%)	22,455 (25%)	24,444 (24%)	25,842 (21%)
性的虐待	1,582 (2%)	1,520 (2%)	1,521 (1%)	1,622 (1%)
合計	73,802 (100%)	88,931 (100%)	103,286 (100%)	122,575 (100%)

特集

ストップ じ どう ぎゃく たい
STOP! 児童虐待

どろぼう 泥棒を見つけたら **110番**
ひやくと う ばん
ひやくじゅうきゅう ばん
ケガをしたら **119番**
ダイヤル いち は や く
ぎゃく たい
虐待かも?と思ったら **☎189**



オレンジリボン



「オレンジリボン」は、児童虐待防止のシンボルです。オレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表し、「すべての子どもたちが幸福になれるように」という願いが込められています。

平成28年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、122,575件。平成2年に調査を開始して以来、過去最多を更新しました。

家庭内という閉鎖的な場所で起きる虐待は、発見が難しいことが大きな課題です。

子どもの尊い命を守るため、私たちにできることは何か一緒に考えましょう。

児童虐待は身体的な暴力だけではありません

- ①身体的虐待：殴る・蹴る・首をしめる・体を激しく揺さぶる・火傷を負わせるなど
- ②心理的虐待：暴言や脅迫。極端な無視や、きょうだいの間の差別など(配偶者などに対する暴力を見せることも含まれます)
- ③養育の拒否・放置(ネグレクト)：食事を与えない。家や車に放置する。病气やけがをしても病院に連れて行かないなど
- ④性的虐待：わいせつな行為を強要したり、させたりするなど

児

童虐待とは、親(親に代わる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や発達を妨げる行為のことです。たとえ、親の愛情による「しつけ」としての行為でも、子どもにとって心身が傷つけられる行為であれば、それは「虐待」です。